

佐賀県告示第三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月二十一日

佐賀県知事

古川

康

一 解除に係る保安林の所在場所

唐津市湊町字新海八七三の二、八七三の五

二 保安林として指定された目的

風害及び潮害の防備

三 解除の理由

自然公園用地とするため